

神戸市立児童発達支援センター代替調理士制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が設置する児童発達支援センターの給食業務を担当する調理士が年次有給休暇その他の休暇を計画的に取得すること等により、当該施設の給食業務に支障が生じる場合に、その代替として業務を担当する調理士（以下「代替調理士」という。）の配属及び派遣その他制度の運営について必要な事項を定める。

(代替調理士の配属先)

第2条 以下の施設に、代替調理士として会計年度任用職員を配属する。

- ①東部療育センター
- ②総合療育センター
- ③西部療育センター

2 代替調理士の他施設への派遣は、配属先の施設長が決定する。

(代替業務の実施と他施設への派遣)

第3条 前条第1項に定める施設（以下「対象施設」という。）の調理士（代替調理士を除く）が年次有給休暇その他の休暇を計画的に取得することにより欠ける場合は、原則として当該施設に配属されている代替調理士が代替業務を行う。

2 前項の場合において、当該施設に配属されている代替調理士が代替業務を行えないときは、当該施設の施設長は他の対象施設の施設長に対して、代替調理士の派遣を要請することができる。ただし、総合療育センターについては、2名以上の調理士が欠ける場合にのみ他の対象施設へ代替調理士の派遣が要請できるものとする。また、東部療育センター及び西部療育センターによる他施設への派遣要請は、原則として総合療育センターを除く両施設間で行うものとする。

3 前項により他施設から代替調理士の派遣要請を受けた施設の施設長は、自施設においても調理士が欠ける等の事情がある場合を除き、派遣要請のあった施設へ代替調理士を派遣する。なお、同一日について他の2施設より派遣要請があった場合は、各施設の状況を総合的に勘案して、要請を受けた施設の施設長が派遣先を決定する。

(研修目的による他施設への派遣)

第4条 代替調理士の配属先の施設長は、代替調理士が業務上必要とする知識及び技術の向上を図るなどの研修を目的として、必要に応じて代替調理士を他施設へ派遣することができる。

(他施設への派遣がない場合の勤務)

第5条 代替調理士は、第3条及び前条の規定による他施設への派遣の必要がない場合は、原則として配属先の施設において勤務するものとする。ただし、代替調理士が年次有給休暇を取得する場合その他勤務ができない事情がある場合は、この限りでない。

(代替調理士の休暇取得への配慮)

第6条 代替調理士の配属先の施設長は、第3条から第5条の規定による代替調理士の他施設への派遣及び配属先施設での勤務を決定するにあたり、代替調理士の年次有給休暇の取得その他の事情に配慮しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、代替調理士制度の運営に関して必要な事項は、対象施設及び子ども家庭局家庭支援課との協議により定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 平成22年8月31日付「障害福祉部及び子ども企画育成部通園施設代替調理士派遣要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。
- 4 平成29年4月1日付「神戸市立児童発達支援センター代替調理士制度運営要項運営規定」は廃止する。